

令和2年9月11日

第3回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 令和2年9月11日(金) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	村井 勉	2番	門 秀俊
3番	天野 里美	4番	兼若 幸一
5番	中野 一郎	6番	松岡 忠
7番	金井 浩三	8番	村井 保夫
9番	小川 保	10番	古川 幸義
11番	隅岡 美子	12番	渡邊美喜子
13番	尾崎 忠義	14番	志村 忠昭

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	秋山 俊次
教 育 長	三木 信行
会計管理者	山下 佐千子
町長公室長	山内 剛
総務課長	神原 宏一
政策観光課長	河田 数明
税務課長	泉 知典
住民環境課長	石井 克典
高齢者保険課長	多田羅 勝弘
健康福祉課長	富木田 笑子
建設課長	三谷 勝則
産業課長	谷口 賢司
消防長	阿河 弘次
教育課長	竹田 光芳

1、議会事務局職員

事務局長	森 泰憲
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開議 午前9時00分

議長（村井 勉）

お早うございます。

本日も定刻にご参集いただきまして、誠に有難うございます。

ただいま出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、6番 松岡 忠 君・13番 尾崎 忠義 君を指名いたします。

一般質問を行います。

なお、質問者の1人の持ち時間は、質問と答弁を合わせて60分以内となっております。

それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

初めに、6番 松岡 忠 君。

議員（松岡 忠）

お早うございます。

6番 松岡 忠、令和2年多度津町議会第3回定例会において一般質問を行います。

1点目、コロナ関連について、教育委員会に質問です。

新学年が始まり、1学期はまともに学校行事等、学校生活は大変だったと思います。この1学期間に各学校との会議も多々あったと思います。その中でどのような意見が出たのでしょうか。

教育長（三木 信行）

お早うございます。

松岡議員の1学期中の各学校との会議についてのご質問に答弁をさせていただきます。

通常ですと園長・校長会は毎月1回開催し、教育委員会からの連絡事項や必要な協議を行ってまいりました。しかし、今回の新型コロナウイルス感染症対策については、日々状況が変化をし、協議内容も多岐にわたるため、その都度臨時の園長・校長会等を10回以上開催をし、協議を行ってまいりました。協議の内容につきましては、学校の臨時休業に関すること、休業期間中の児童・生徒への対応に関すること、運動会や修学旅行等の学校行事に関すること、分散登校の開始時期や方法、夏休みの短縮や授業時間の確保に関すること等、多くの課題について協議を行いました。園長・校長が一堂に会し協議をすることによって、お互いの迷いや悩みを共有しながら課題の共通理解が図られ、その時点でのより良い対応を決定することが出来ました。一例としましては、臨時休業中の児童・生徒の健康状態の確認方法や学習課題、いわゆる宿題を町内で統一することが出

来ました。今後も必要に応じて会議を開催をし、町内で共通理解が必要な事項については協議を行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

次に、2学期も始まり、これからの行事等、各学校においてこれはどうしても実施したいと考えていることはありますか。

教育長（三木 信行）

松岡議員のこれからの学校行事の実施についてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、各学校では県の学校再開時の感染予防対策のガイドライン及び国の衛生管理マニュアル「学校の新しい生活様式」等に基づき、学校・園のあらゆる場で感染防止対策を努めながら学校運営を行っております。学校行事につきましては、どの行事についても子供の発達段階において大切な行事でありますので、学習時間の確保や感染状況等を勘案し、十分な感染症対策を取った上で、実施可能な行事は保護者の理解も得ながら実施することとしております。教育委員会といたしましては、学校に対し適切な助言を行い、学校が実施可能と判断した場合は、安全性を十分検討した上で、協力と応援をしてみようと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

続きまして、6月議会でも質問しましたが、卒業年度を迎えている生徒たちに何か残してやりたいことは考えていますか。

教育長（三木 信行）

松岡議員の卒業年度を迎えている生徒たちに残すことについてのご質問に答弁をさせていただきます。

今年度の子供たちは、短い夏休み、1学期に運動会もなかった、修学旅行の実施も不透明、部活動は活動制限があると、いつもと全く違うルーティンを過ごしております。そのような中でも、中学校では総体の代わりとなる郡市の交流大会を中学校校長会と関係者の努力で実施をすることができました。教育委員会といたしましても、学校に対し適切な助言、指導、協力を行い、例年のように行事が開催できなくても、規模の縮小や実施方法を見直すなどして、コロナ禍の今だからこそ出来る活動をこれからも応援をしてみたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

最後になりますが、今、抱えている課題は何かありますか。

教育長（三木 信行）

松岡議員の今、抱えている課題についてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在の課題といたしましては、ハード面では臨時休業中のオンライン授業の実施を可能とするGIGAスクール構想に基づく授業の推進を図ることです。現在は、校内LANの再整備に着手をしており、次にタブレット端末の整備を予定しています。ソフト面では、実際に感染者が発生した場合に、冷静に的確な対応が取れるかということです。そのためにも、あらゆる場合を想定したシミュレーションをしていくことが大切だと考え、夏期休業中の臨時園長・校長会において、園・学校で感染が発生した想定での対応を協議いたしました。現段階では、本町の子供たちや教職員が感染した事例は発生はしていませんが、今後も様々な課題解決のために、保護者や地域の理解と協力を得ながら、学校とよく協議し、保護者や子供に寄り添った対応を取れるように努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

教育長、どうも有難うございました。

続きまして、新庁舎建設についての質問をします。

新庁舎の契約も決まり、起工式の段取りも出来ていると聞いていますが、臨時議会前の8月20日に、多度津町議会議員14名全員の連名で、丸尾町長に対して、新庁舎建設を請け負う元請業者に地元企業の下請を発注するよう要望書を提出し、町長は話すると聞きましたが、その後協議を行いましたか。また、答弁の内容をお願いします。

政策観光課長（河田 数明）

お早うございます。

松岡議員の新庁舎建設における地元企業への下請発注要望についてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、地元企業への下請発注につきましては、8月24日開催の総務教育常任委員会でご説明させていただきましたとおり、建設工事入札の公告文において、多度津町工事請負契約約款に基づき契約を締結することと記載しており、この約款第7条第2項に、受注者は工事を下請負人に請け負わせて施工する時は、多度津町内に本店を有する者のうちから優先的に下請負人を選定し、契約するように努めなければならないと定められております。

また、入札参加希望者に配布した現場説明事項にも同様の内容を記載するとともに、先の委員会で議員の皆様にもお配りいたしました、多度津町新庁舎等建設工事の下請負における町内業者の活用、促進についてという文書を併せて配布しております。この文書の内容につきましては、下請発注や工事資材、建設機械の購入または借入れをする場合は、可能な限り町内事業者を活用するよう努めること、また下請発注する際には、適正な価格で、適正な期間内に支払うこと等、下請負計画及び下請負代金支払いの適正化に努めるようお願いしております。その後、請負事業者である株式会社 大林組四国支店に対しての要望につきましては、入札の翌日であります8月12日、支店長が来庁された

際、町長より町内事業者への下請発注について要望しております。また、8月20日に議会からの要望書を受けたこと、及び24日の総務教育常任委員会において、議員皆様より強いご要望をいただいたことから、9月1日に再度、支店長に来庁してもらい、町内事業者への下請発注について再度強く要望したところでございます。請負事業者からの回答といたしましては、町長及び町議会からの要望を踏まえ前向きに検討し、施工体制を整えてまいります、とのことでございました。

なお、ご質問にありました起工式につきましては、現在、10月中旬頃に実施の予定で請負事業者と調整を行っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

2番目の、今、施工計画書を作成中と思いますが、その中で、施工体制台帳を添付するようになっていますが、これが作成出来るまでに協議する必要があるのではないかと思います。町議会全員の要望に応じてどのように考えているのかをお伺いします。

政策観光課長（河田 数明）

松岡議員の施工体制台帳についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員のご質問にありますとおり、現在請負事業者が施工計画書を作成しているところでございます。その中の施工体制台帳につきましては、建設業法第24条の7及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条の規定により、当該建設工事の下請負人の商号または名称、当該下請負人に係る建設工事の内容、及び法規、その他の国土交通省令で定める事項を記載した施工体制台帳を建設業者が作成し、発注者に提出をしなければならないと定められております。

町議会議員全員の要望に応じて、どのように考えているのかにつきましては、先ほどのご質問で答弁をさせていただきましたとおり、町から数度にわたり要望している状況でございますので、提出された施工体制台帳を確認するとともに、下請負契約につきましては、工事の進捗状況に併せて、随時追加されていくものであることから、引き続いて町内事業者への下請発注について強く要望してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

この新庁舎建設は、町民が待ち望んでいた案件であります。また、庁舎は、赤子から高齢者までの全町民が利用する唯一のものであり、その建設に少しでも地元企業が参入して行うのは当然だと思います。町民の皆さんが喜んでもらえるよう、庁舎建設に地元企業の利益も含めて、当局のお考えをお伺いします。

政策観光課長（河田 数明）

松岡議員の建設工事の地元企業の参入についてのご質問に答弁をさせていただきます。

新庁舎につきましては、議員おっしゃるとおり、全町民にご利用いただく公共施設であ

り、その建設に当たって町内業者に関わっていただくことは、町内事業者の利益だけでなく、地域経済の活性化や事業者育成などの多くのメリットがあり、重要であると考えております。

また、建設業だけにとどまらず、建設工事中は工事関係者による町内での飲食及び用品の購入などによる経済効果が期待出来るものと考えております。今後、駅周辺開発整備事業も含め、町民の皆様が利用しやすく、愛着が持てる空間整備を行うことにより、町全体の活性化を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

再質問をいたします。

去る9月9日に、ある方より私に、今回の地元企業の下請に関して、あまり強く要望したら公正取引委員会に掛かるので控えるようにと町長から話があったと聞きましたが、本当のことですか、お伺いします。

町長（丸尾 幸雄）

ただいまのご質問は、少し歪曲されてるところがあると思います。その前後にお話があったと思います。その話の前後を考えた上で、今、業者との契約の中で、請負下請の契約の中で、それは私どもも行政として、また町議会議員の皆様も節度ある行動ですね、例えば、今、私どもといたしましては、今度のこの新庁舎建設に対しては、地元の業者、下請をたくさんの業者に……。失礼しました、じゃあ、最初から答弁させていただきます。聞こえてなかったらいけないんで。

今の松岡議員の質問におきましては、少し足りないところが、それだけのことではありませんので、それは色々とお話をしている中で、色んな話の中での一つの節で、節であります。その時に、私どもの大きな、私ども行政、議員さんも含めて大きな仕事というのは、町民の幸せの向上のための住民サービスを向上させるということ、そのことを行っていくことによって、町の発展に繋げていく、そのような大きな目的があります。

その中におきまして、今回役場の庁舎と……。聞こえてますか、議員さん、聞こえてますか。役場庁舎とそれから福祉センターの合築という工事です。これは、私どもが発注者になりますので、この場合は、やはり地元の業者が出来るだけ潤うようにするということは、これは私どもの仕事だと思ってます。その中におきまして、今、請負契約の中にも書かせていただきました。出来るだけ下請業者を使ってくださいというお願いですね、それは契約の中に入ってますので、そのことについて町議会の皆様方からご要望を受けましたので、そのことについて請負業者の方にお話をしたところであります。

それで以上です。

議員（松岡 忠）

今の答弁の中で、公正取引委員会関係の答弁がなかったように思われますので、その

辺をお聞きしたいと思います。

政策観光課長（河田 数明）

松岡議員の再質問に答弁をさせていただきます。

先ほどお話にありました公正取引委員会の関係でございますが、公正取引委員会の方から出ておりますQ&Aと言いましょくか、そういう部分に問答集がございます。その中で一つ、建設工事の発注事業者に対する地元企業者の下請利用の義務付けについてということで、義務付けが出来るかどうかというところでございます。その回答といたしまして、競争入札の実施に当たって、一定の条件を付すこと自体は独占禁止法上の問題ではないが、一般的な要請を超えて、建設工事の発注事業者に対して、下請発注時に地元業者の利用を義務付けることは、受注事業者の自由な事業活動を制限することとなるほか、地元企業と地元企業以外の事業者との競争が失われることにより、地元業者の競争力を弱め、かえって地元業者の健全な育成を阻害する恐れがあることに留意する必要があるという文書が出ております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

今、河田課長から長い答弁書がありましたが、今の内容の中で、この入札が行われる前の7月6日付で、入札参加業者に対しての活用促進についてという町長名の文書があります、その中に明記しとる内容は、今言うた中に含まれるのではないですか。

政策観光課長（河田 数明）

ただいまのご質問に答弁をさせていただきます。

私、今、先ほど言ったのは、どうって言いますと、これ7月6日付の文書の中には、最後の文書の括りでございますが、こういう下請に関しましては、お願い申し上げますという括り、また努めて下さいという括りで論じてますので、強要ではなくお願いという形で感じております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

今の課長の説明では、私ら議員に対してのこの内容、ここまでちゃんと説明が出来てなかったように思われますが、どのように考えていますか。

政策観光課長（河田 数明）

再質問に答弁させていただきます。

今、私が述べました文書でございますけれども、これは先だつての委員会の方で、委員さん皆様にお配りさせていただいた文書の内容を今言った、答弁をさせていただいたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

最初の質問に戻りますが、公正取引委員会という名前が出たのはどこから出たのです

か。

政策観光課長（河田 数明）

答弁をさせていただきます。

公正取引委員会という名前が出たのはなぜかということでございますけれども、私ら発注する際に、ちょっと色々調べまして、その中でこういう事例集を調べながら、そういうような反しないような発注の仕方をやるということで、公正取引委員会の文書も参考にさせていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

今のような答弁があるのだったら、議会から要望書の話があった時に、その辺の説明がなぜ出来なかったのでしょうか。

政策観光課長（河田 数明）

ただいまのご質問に答弁させていただきます。

私ども、議員様の皆様から尋ねた要望に関しては、要望と受け取っております。その要望のということで、請負業者の方にもお話をさせていただいております、あくまで先ほど公正取引委員会の文書の中で言いました、義務付けではないと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

今の答弁を聞きますと、我々議員全員の要望書、何の意味もないということですか。

政策観光課長（河田 数明）

答弁をさせていただきます。

先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、議員さん皆様の要望を企業の方に伝えて、その強い要望を受けて企業の方も今後考えていきますという返事をいただいておりますので、議員さん、皆様のご意見、要望、それを軽く受け止めとる訳ではございません。それを強く企業の方にも、町長を含め要望しておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

議員（松岡 忠）

今まで色々な答弁がありましたが、我々議員が地元企業の下請をお願いするのは、何が悪いことなのでしょうか、町長のお考えをお聞きします。

町長（丸尾 幸雄）

私どもも同じ考えだと思ってます。私どもも多度津町内の業者、事業者が潤うように日々努力してます。そのことが町税の増加にも繋がると考えてますし、町税の増加が繋がるといことは、住民サービスの向上にも繋がり、町の発展に繋がっていくと考えております。その中で、先ほども申しましたように、この庁舎の建て替えと福祉センターとの合築の工事、これは私どもが発注者になりますので、この機会を活用させていただいて、町内業者の方々に少しでも潤っていただきたい、そういう願いの中で、請負業者

との間にもそういう町内業者を出来るだけ活用して下さいというお願いをしてる訳です。その中で、町議会の皆様方からその要望が強くありましたので、こういうコロナ禍でもありますし、出来るだけそういうご要望にお応えしたいということで、再度請負業者に来ていただきまして、議会の14名の議員の方からも強いご要望が出てますということもお伝えをしました。その中で、決定権は請負業者にあります。私どもといたしましては、出来るだけのことをして下さいというご要望をお願いすることです。それ以上になってくると、これは利権が絡んできますことになりますので、私ども行政、私ども議員も含めてこの行政に携わっている地方公務員として、あまりにも露骨なことは出来ないと思ってます。私どもが請負業者をお願いしておりますのは、1つの事業所、1つの企業ではなくて、出来るだけ業界でお願いに来てくれた方のところ、例えばで言いますと、塗装業とか、解体業とか色んなのがありますが、そういうところの業者がグループで、その業界として私のところへお願いに来た、そういう業者に関しましては、多度津町のこういう業者がありますから、この中で仕事をいただけませんかという話はしました。その後は、それぞれの業界の中で話をしてくれたらいい訳で、その中に私どもは入ることは出来ません。そういうことの中で、公正取引委員会という名前が出てきたと思っています。ですから、公正取引委員会だけが一人歩きしてるのではなくて、色んな様々な話の中で、そういう国が定めたこういうことに関する役所は公正取引委員会でありますので、そのような名前が出たと思っています。その時も、私は記憶しておりますけども、私どもがやらなければいけないのは、公平、公正、公明な、どこに出しても恥ずかしくないような、また法律は守る、そのようなことでないといけないということはお話をしたと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

今、町長さんから答弁をいただきましたが、9月4日の日に、議長、副議長との中の話の中で、今、町長が申されたどこの業者があるという話が全然出ませんでした。その話はいつしたのでしょうかね。

議長（村井 勉）

もう一度質問をお願いします。

議員（松岡 忠）

今の答弁の中で、大林と町長が話の中で、町長のところにこんだけの業者が来とんやという話をされたと、今、答弁がありました。後で内容見たら分かると思うんですが、それはいつ言うたかなということなんですが。

町長（丸尾 幸雄）

私のところには、業者の方がお願いに来てます。そのお願いに来てるリストを、こういう業者が来てますということは、大林組にお渡しをしております。その中で決めるのは大林組です。私どもは要望を出してるだけです。そういう利権が絡んでいるようなと

ころに、先ほども申しましたけども、私ども、または議員の皆様方も同じだと思ってます。そういうところに入っていくのは、これはいかなもんか、いかなもんかというよりもそういうことは控えていただきたい、私どもも当然控えております。

以上です。

議員（松岡 忠）

今の町長が、リストを出しとるという答弁がありました。9月4日にはその辺が何も出てないという話が大林からあったので、今の質問をさせていただいた訳でありまして、別に他意はありませんので。私どもが話したいのは、あくまでも地元企業が少しでも仕事をしたら、地元企業の利益になると。利益になったら、その利益は多度津町に税金として戻ってくるんじゃないかという、そういう思いで下請をお願いしたいというのは、全議員の考えだと思います。今の状況でその辺の話が、町から議員の方にあまり報告事項がないと、どんだけ進んでおりますというのがないのが現実でないかなと。その辺を今後どうしていくか、お伺いします。

政策観光課長（河田 数明）

ただいまのご質問に答弁をさせていただきます。先ほど、答弁をさせていただきましたとおり、今現在、施工計画書を作成中でございます。まだ作成されとる訳でなく、まだご報告をする段階でもないということで、議員の皆様には報告をしてないと言うか、今、出来ない状態でございます。今後、様々な機会で、建設中でございまして、やはり節目節目で、議員様の方に色々説明をさせていただきたいとは思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

今、河田課長から話がありましたが、大林に対して、町長のとこに来とる業者名のメンバーの名前を提出しておりますか。町長のとこに仕事を、下請をお願いしますという業者、多数来てると思います。その業者を、どこが来とるかというのを、大林の方に話をしておりますか。

議長（村井 勉）

さっき答弁したん。

政策観光課長（河田 数明）

ただいまのご質問に答弁をさせていただきます。

私どもの方、町内企業者さん、私どもが把握しております町に指名願を出されてる業者さん、これ公表されております。ホームページの方で公表もされてます。その一覧表を大林組さんの方にはお渡しをして、多度津町内にはこういう企業がございましてということでは申ししてありますし、先ほど町長の答弁にもありました、団体、そういう業界の団体さんの方のお名前はお伝えはしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

多度津に指名願が出るとる業者とか、全体という話じゃなしに町長のところをお願いに来ているメンバーを相手方に言ってるかどうかを聞いとるんですが。

政策観光課長（河田 数明）

答弁をさせていただきます。

今先ほどの答弁の中で、私ども町長から言いますと、業種業種、団体があると思います。そういう名簿を提出はしているというご答弁をさせていただいたと思っております。

はい、以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

相手さんに渡つとるということで、私どもはどこが下請しようが本当は構わんですけれど、請負者としてみたら一つの金もうけの工事になります。これで飯を食っていかないかんという行為であります。また、今回の多度津町の庁舎建設費は、8月の受注、県下92億円の中の3分の1が、多度津町の庁舎建設の工事金額であります。市町の中では、90何%、32億円が市町の8月中の契約高になっておることを見ますと、本当に大きい工事になります。それに関しまして、地元企業が少しでもそれに参入したいと。それを後押し出来るんは町しかないと思っております。議員が何ぼ言うても、それは言えんこともありますので、その辺を議員の代わりに町の方が元請さんに対して強く要望していただきたいと思います。色々な答弁、どうも有難うございました。これで私の一般質問を終わります。

議長（村井 勉）

これをもって6番 松岡 忠 議員の質問は終わります。

次に、13番 尾崎 忠義 君。

議員（尾崎 忠義）

13番 尾崎 忠義でございます。

私は、令和2年第3回多度津町議会9月定例会におきまして、町長及び教育長、そして各関係担当課長に対し、1.今年の梅雨どきにおける長雨、日照不足、異常高温による農産物、海産物の生産物の被害、損害状況及び熱中症などの発生について、2点目に、コロナ禍による町民への影響と国、県、町の公的支援制度の利活用とコロナ対策について、3点目に、実施から100年目となる来月10月1日から始まる国勢調査について、4点目に、新たな遺言書の保管制度についての4点の一般質問をいたします。多岐にわたり質問項目が多いため、途中時間の都合上、一括答弁となるかも知れませんが、よろしくお願いをいたします。

まず最初の、1点目での今年の梅雨どきにおける長雨、日照不足、異常高温による農作物、海産物の被害、損害状況及び熱中症などの発生についてであります。

近年、地球温暖化が原因の気象災害が激しさを増しております。7月上旬から九州をはじめとした豪雨は記録的な降雨量で、各地に大きな被害をもたらしました。今、気候変

動による異常気象が私たちの暮らしを脅かしております。7月30日に四国地方が、平年より12日、昨年に比べて5日遅い、1951年の統計開始以来史上4番目に遅い梅雨明けとなり、これは平年より17日長い期間となりました。今年、県内では、平年より5日早い5月31日に梅雨入りをし、その後、太平洋高気圧の張り出しが弱かったために、梅雨前線が長い間停滞したことで雨の日が多くなり、期間中の降水量は全観測地点で平年の1.2倍から1.6倍だったとのことであります。その後の7月30日に梅雨明け後、一転して平年より気温が高くなり、当日は多度津では33.6℃を観測しました。8月には、最高気温が多度津におきましては35℃以上の猛暑日に近い数値となり、それ以降、酷暑、炎暑、激暑の言葉どおりの日が見舞われる日々になりました。

このために多度津町では、家中にある特別地域観測所（旧多度津測候所）、この測定記録によりますと5月31日に梅雨入り、当日の降水量は9.5ミリ、日照時間1.4時間であります。6月では気温が上がらず、平均気温が20℃から26℃以内で推移しており、16日間での降水量は計179.5ミリ、日照時間はゼロ時間が2日間、5時間以内が12日間、10時間以内が7日間、10時間から14時間が8日間でした。7月では、25日間の降水量は計291ミリ、7月3日、6日、7日、8日、10日、14日、26日の7日間で、240.2ミリを観測をいたしております。日照時間はゼロ時間が8日間、5時間以内が13日間、10時間以内が9日間、10時間から13時間が、梅雨明け時の7月31日の1日間のみの12.1時間でありました。8月は一転して気温が高くなり、多度津では平均気温30℃以上では19日間、最高気温35℃以上が17日間、熱帯夜としての最低気温25℃以上は、実に31日間を記録をいたしております。そして、降水量は、8月11日の4.5ミリのみでの無降水状態が続いたということであり、最低湿度も50%以下が15日間も続き、高温と無降水に悩まされた8月でありました。

そこでお尋ねをいたします。

第1点目は、梅雨の長期化に及ぶ長雨、日照不足、異常高温による町内での農産物、海産物の生産、販売及び損害被害状況はどうであったのかをお尋ねをいたします。

産業課長（谷口 賢司）

お早うございます。

尾崎議員の農産物、海産物の生産、販売及び損害被害状況について答弁させていただきます。

農産物及び海産物の被害状況について、JA香川県多度津支店及び町内3漁業協同組合に確認したところ、農業に関しては、7月末までの降水量が多かった点やそれに伴う日照不足の影響で、ブドウの栽培に悪影響があったようでございます。被害状況といたしましては、長雨による実の裂果——これは裂ける果実でございます——や腐敗が多く見られたことや日照不足による実の糖度不足により、高い価格で取引されるお盆時期に出荷することができなかったことによる農家の収入減などがあったようでございます。この被害はブドウ全般の品種で見られたとのことでございます。その対応策として、同J

A多度津支店では、ピオーネに関しては、通常では集荷される等級に満たない商品も新たな等級を設けて集荷するなど工夫をして農家の収入増に努めたとのことでございます。

漁業に関しましては、大きな被害は見受けられなかったようでございますが、現在の海水温が高い状況にあることから、今後のカキの養殖やオリーブサーモンの養殖等への悪影響が懸念されるところでございます。これらの影響につきましては、今後も注視してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

ただいまの再質問を行います。

漁業に関しましては、大きな被害が見受けられたとのことでございますが、高見島周辺で赤潮が発生したと新聞報道では報じられております、そういうことを聞いておりますが、その被害はなかったのでしょうか。

以上、質問いたします。

産業課長（谷口 賢司）

尾崎議員の再質問にお答えいたします。

県水産課の情報によりますと8月5日から14日にかけて、三豊市栗島と高見島周辺で赤潮警報が発令されたとのことでございますが、県で把握している限り赤潮は発生していないということでございます。また、多度津町高見漁業協同組合によりますと赤潮の影響かどうかは分かりませんが、一時マダコの水揚げが少し減少した状況があったと、しかしながら大勢には影響がなかったということ聞き及んでおります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

続いて、2点目にお伺いをいたします。

町での異常気象に対する損害、被害による再生産への支障のある農業者、漁業者に対する損失補填対策はあるのかどうか、お尋ねをいたします。

産業課長（谷口 賢司）

尾崎議員の農業者、漁業者に対する損失補填対策はあるのかの質問に答弁させていただきます。

J A香川県多度津支店及び町内3漁業協同組合に確認したところ、ブドウ生産者のうちの一部の方が、売上げの減少分の一部を補填する制度であります収入保険制度を活用する見込みであるということでございます。なお、町独自の制度として、今年の梅雨どきにおける農産物、海産物の被害の損失補填をする制度の設置は考えてはございません。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

ただいまの質問に対して再質問を行います。

本町におきまして、今年の梅雨時期における漁業者及び農業者への損失補填などの支援策はないということは分かりましたが、今年は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、外出や外食の自粛などの影響を受けて、漁業者及び農業者は経済的に疲弊していると聞いておりますが、その対応についてはどのように考えているのでしょうか、お答えをお願いします。

産業課長（谷口 賢司）

尾崎議員の再質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、今年は新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、町内の第1次産業を担っている方々の収入が減少しているという状況にあるということは把握してございます。国ではこの感染症拡大により、特に大きな被害を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、また再起の糧としていただくため、法人は200万円、個人事業者は100万円を上限とした持続化給付金を創設して給付をするというところでございます。

本町におきましても、農業及び漁業に関しましては、年度末から春先にかけての町内での宴会の自粛等による魚価の低下等の大きな影響があったようでございます。このため、本町では農業及び漁業に従事し、国の持続化給付金の給付を認められた事業者に対して、一律に給付金の上乗せ支給を行うための補正予算を今回計上してございます。これにより、事業継続の一助になることを願っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、3点目でございますが、農家には平成31年1月から、全ての農産物を対象に収入減少を補填する収入保険があるが、どのようなものかお尋ねをいたします。

産業課長（谷口 賢司）

尾崎議員の収入保険とはどのようなものかのご質問に答弁させていただきます。

近年、台風、大雨、地震などの自然災害が多発しており、これまで災害が発生していなかったような地域を含めて、農作物や園芸施設、畜舎等に被害が発生しております。農業は自然災害の影響を受けやすい産業であることから、そのリスクに備えるため、公的な保険制度として農業共済制度が設置されるとともに平成31年1月からは、収入保険制度が導入されることになりました。農業共済は自然災害等により、作物、家畜、園芸施設に損害が生じた場合に共済金が支払われる公的な保険制度で、全ての農家が加入することができます。

一方で、収入保険制度は、確定申告において青色申告を行っている農業者が加入対象の制度で、自然災害だけではなく、商品の価格低下も含めた収入減少をサポートする制度になってございます。つまり、生活費や事業費の安定を目指すことに力点を置いた制度となっております。本町及び本町農業委員会といたしましては、農業従事者の収入確保を図るためにも同制度への加入推進を図ってございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

ただいまの３点目についての再質問を行います。

本町において、収入保険制度に加入されている方は何人いらっしゃるでしょうか。また、ブドウの生産者で加入されている方は何人いますか。そしてまた、漁業においては、収入保険制度のような制度はあるのでしょうか、お伺いをいたします。

産業課長（谷口 賢司）

尾崎議員の再質問にお答えいたします。

J A香川県多度津支店に確認したところによりますと、町内で収入保険制度に加入されている方は23人であり、そのうちブドウを栽培されている加入者は7人というところでございます。また、農業共済と同様の制度といたしまして、漁業従事者にも「ぎょさい制度」というのがございます。実施している団体は漁業共済組合、また全国漁業共済組合連合会で、主な対象者は養殖漁業を営んでいる事業者であるということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

続いて、４点目の収入保険と収入減少を補填する機能を有する類似制度、つまり農業共済、これには農作物共済、畑作物共済、果樹共済がございます。そして、ナラシ対策として、これは収入減少影響緩和対策としてあります。また野菜価格安定制度などこれらがありまして、これらは選択加入制度となっておりますが、移行割合は多度津町ではどうかをお尋ねをいたします。

産業課長（谷口 賢司）

尾崎議員の収入保険と類似制度は選択加入となっているが、移行割合は多度津町ではどうかの質問に答弁させていただきます。

先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、収入保険制度は確定申告において、青色申告をされている農業者の方が対象であり、その他の農業共済につきましては、その対象作物等に対する補償として、全ての農家が対象となっております。このため、その保険の目的が異なっておりますので、移行割合につきましては把握できない状況にございます。

なお、香川県農業共済組合の資料によりますと令和２年７月７日現在の収入保険制度への加入者割合は、本町においては対象者に対して57.9%で、県内ではトップの加入率でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

４点目の再質問を行います。

本町は加入率が県内トップとのことでございますが、県内の平均加入率及び近隣市町の

加入の状況はどうなっているのでしょうか、お伺いいたします。

産業課長（谷口 賢司）

尾崎議員の再質問にお答えいたします。

香川県農業共済組合の資料によりますと、県平均の対象者に対する加入率は17.1%でございます。また、近隣市町の加入率は、丸亀市が33.8%、善通寺市が23.7%、三豊市が13.4%、まんのう町が33.8%、琴平町が26%となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、5点目に、つなぎ融資の個人、法人の実施状況はどうかについてお尋ねをいたします。

産業課長（谷口 賢司）

尾崎議員のつなぎ融資の個人、法人の実施状況はどうかの質問に答弁させていただきます。

J A香川県多度津支店及び香川県農業共済組合並びに町内3漁業協同組合に確認したところ、梅雨時における損失に伴うつなぎ融資等の活用はなかったということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

ただいま収入保険、補償の問題を質問いたしました。昔から転ばぬ先の杖、備えあれば憂いなし、このことわざがございます。そこで、町で、収入保険制度の加入促進の依頼を強く要望したいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、6点目でございます。

異常高温下での熱中症、食中毒などによる救急搬送された町民は現在まで何名いるのか。1点目に、重症者、つまり3週間以上の入院は何名か、2点目に、短期入院、つまり中等症は何名か、3番目に、年齢別ではどうなのか、4点目に、熱中症の危険性のある子供、高齢者に対する原因と対策はどうだったかの4点をお伺いいたします。

消防長（阿河 弘次）

尾崎議員の異常高温下での熱中症、食中毒などによる救急搬送についてのご質問に答弁させていただきます。

まず、1点目につきましては、8月31日現在で23名の熱中症患者を搬送しており、そのうち1名が重症患者でした。なお、食中毒等による救急搬送はございませんでした。

次に、2点目につきましては、8名が中等症でした。

次に、3点目につきましては、10代が1名、20代が1名、30代2名、40代1名、50代3名、60代3名、70代3名、80代7名、90代2名でございます。

次に、4点目につきましては、熱中症で搬送した23名のうち14名の方が高齢者であり、約6割を占めております。原因としましては、室内の温度が高いのに冷房機器を使用し

ていない、屋外での軽作業や庭の手入れをしていた時などに熱中症を発症したようでございます。対策としましては、冷房機の使用、小まめな水分補給、昼間の作業を控え、朝や夕方などの涼しい時間帯などに行うなど対策を町広報紙やホームページなどで呼びかけております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

この熱中症によりますのは、環境省と気象庁が今年から一部地域でWBGT、つまり暑さ指数が極めて高いと予想されるとなる日に、熱中症警戒アラートを継続することを決めているそうでございますので、参考にしてほしいと思います。

次に、7点目に、コロナ高齢者対策としてエアコンの購入、買い替えのための一部補助を出して、高齢者の熱中症予防支援施策として喜ばれている他の自治体がありますが、多度津町ではどう考えるのかお尋ねをいたします。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

尾崎議員の高齢者のエアコン購入補助金についてのご質問に答弁をさせていただきます。

他の自治体においては、町民税非課税世帯、エアコンを1台も所有していない世帯で、65歳以上の一人暮らしの高齢者、または65歳以上の高齢者のみで構成されている世帯、生活保護受給世帯、児童扶養手当の支給を受けている世帯の方に、買い替え等は含まず、上限5万円を助成するなどの事業を実施している自治体がございますが、本町としましては、高齢者対策としてエアコン購入についての助成は、財政状況を考えれば現時点で実施することは困難であると考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、2点目のコロナ禍による町民への影響と国、県、町の公的支援制度の利活用について、またコロナ対策についてであります。

コロナ感染拡大が続いており、命、暮らし、経営が大変になっております。新型コロナウイルス感染症の影響を受けた個人や事業者には様々な公的支援制度が行われており、申請が必要で期限が迫っているものもあります。

主な内容では、個人向けでは、1.休業支援給付金、2.休校に伴う補償、3.10万円の特別定額給付金、4.学生への支援、5.住居確保給付金、6.生活福祉資金の特例貸付、7.生活保護、8.国保料（税）、介護保険料の減免、事業所では、9番目に家賃支援の給付金、10番目に雇用調整助成金、11.家賃無利子無担保融資、12.固定資産税、都市計画税の減免、13番目に税、社会保険料の猶予などがあります。また、中小法人は最大100万円、個人事業者やフリーランスの人などは最大100万円、つまり支給は1回のみでございます。この持続化給付金、これは小売業、飲食業、製造業のほか、農業や漁業、作家、俳優業など幅広い個人が対象となっており、申請は2021年1月15日までとな

っております。そこでお尋ねをいたします。

第1点目には、うち、市区町村での担当窓口、または問合せ先として、3番の10万円の特例定額給付金、4番目の学生への支援、5.の住居確保支援金、6.生活福祉資金の特例貸付、7.生活保護、8.国保料（税）、介護保険の減免、12.固定資産税、都市計画税の減免、13番目に税、社会保険料の猶予などがあり、これらについてどのくらいの今までの相談や問合せ、申請件数が町にあったのかどうか、そして手続が出来て、支給または減免出来たものはそれぞれ何件だったのでしょうか。

そして、2点目には、インフルエンザとの同時流行を防ぐために、香川県議会では9月議会での補正予算として、インフルエンザ、肺炎球菌感染症ワクチン予防接種事業として、小学生以下の子供や高齢者らが対象での助成制度、つまり13歳未満及び60歳から64歳に対し、接種費2,000円を上限に補助、重症化にリスクが高いとされている65歳以上や特定の基礎疾患などがある60歳から64歳までは自己負担ゼロ、補助回数は13歳未満に対しては2回、それ以外は1回となる予定となっております。また、肺炎給付金ワクチンの予防接種についても、定期接種の対象になっていない65歳以上、つまり過去5年以内に未接種者、これに対して5,500円を上限に補助をする方針となっております。我が多度津町では、小児インフルエンザ接種は、生後6か月から小学校6年生まで2回の接種、そして中学生は1回の接種で、それぞれ1回の接種に対し1,500円を補助しておりますが、県の補助があればこれらを無料化、若しくは高校生まで対象拡大が出来ると思いますが、町の考え方をお伺いいたします。

3点目に、酷暑の中にマスクをつけて登下校している児童・生徒に、生地が熱と湿気をマスクの外に分散させるので、涼しくて快適な新機能の接触冷感素材使用、つまり水洗い出来て衛生的、このような夏用マスクをコロナ対策として検討、支給してはどうか。

以上、3点についてお伺いをいたします。

町長（丸尾 幸雄）

尾崎議員のコロナ禍による町民への影響と国、県、町の公的支援制度の利活用とコロナ対策についてのご質問のうち、1番目の4、学生への支援についてのご質問に答弁をさせていただきます。

学生への公的支援制度につきましては、国の支援策である学びの継続のための学生支援緊急給付金、国の支援策である私立高等学校の授業料軽減補助金や就学のための給付金がございます。いずれの制度も町が窓口ではなく、国または県への直接申請となっておりますので、本町では申請件数を把握はしておりません。また、現在のところ、本町に対して、国及び県の支援策についてのお問合せはいただいておりません。本町といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、世帯収入やアルバイト収入の減少などにより、全国的に学生生活の維持が困難となっている現状を踏まえ、本町出身の大学等に在学中の方々に対して一律3万円を支給する独自の支援策を実施するため、本年第2回町議会臨時会の補正予算に緊急学生支援給付金事業の事業費を計上し、議決をい

ただいております。現時点では、本事業に関するお問合せはありませんが、臨時会中の総務教育常任委員会でのご質問に答弁をさせていただきましたとおり、支給要件や申請時期、申請方法等について9月25日から周知していく予定でございます。

また、現在、自治会を通じ全戸配布するリーフレットの作成や町ホームページに記載をする記事の作成を行っております。今後、制度の周知と同時に受付を開始し、10月以降、順次申請者の方々への振り込みを開始させていただく予定であり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている学生の方々に対し、一日でも早く給付金をお送り出来るように取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます、その他のご質問につきましては各担当課長より答弁をさせていただきます。

総務課長（神原 宏一）

お早うございます。

尾崎議員の特別定額給付金の相談や問合せ、申請件数についてのご質問に答弁をさせていただきます。

特別定額給付金につきましては、連日のマスコミ報道により、住民皆様の関心も高く、様々な問合せがありました。特に申請書を発送した直後は、問合せや相談が多くなることが見込まれたため、コールセンターや専用窓口を設置して対応したところでございます。問合せなどの主な内容は、申請受付の開始時期や給付のスケジュール、オンラインや郵送での申請方法、申請書の記入の仕方といったものでございました。本町での申請受付は8月25日をもって終了いたしました。給付対象である1万954世帯のうち、99.7%に当たる1万918世帯から申請があり、9月2日の口座振込をもって給付を完了しております。

以上、答弁とさせていただきます。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

尾崎議員のご質問のうち、住居確保給付金の相談や問合せ、申請があったか、また手続ができ、支給出来たものは何件かのご質問に答弁をさせていただきます。

離職、廃業、もしくは給与等を得る機会がそれと同程度まで減少している場合において、一定要件を満たした場合に支給される住居確保給付金については、問合せ及び申請窓口は町社会福祉協議会となっております。

現在までの相談件数は5月に4件ございますが、そのうち2件が申請されましたが、収入要件を満たさなかったため2件とも不許可となっております。

次に、生活福祉資金の特例貸付についてでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、生計の維持が困難となった場合の特例貸付については、県の社会福祉協議会が実施しておりますが、緊急かつ一時的な資金が必要な方への貸付けである緊急小口資金と生活の立て直しに必要な生活費用の貸付けである総合支援資金、ともに申請が増加しております。8月31日現在、本町の貸付件数は、緊急小口資金が92件、貸付合計金

額は1,750万円、総合支援資金が32件、貸付合計額は1,665万円です。6月定例会の一般質問でお答えした、5月25日現在の決定件数が、緊急小口資金30件、総合支援資金が3件でありましたので、6月以降大幅に増加しており、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けていると考えられます。

なお、先ほどの住居確保給付金の相談がありました4件については、生活福祉資金のご案内をし、現在利用されておられます。

次に、生活保護についてでございますが、中讃保健福祉事務所に、6月から8月の間に本町住民からの生活保護の相談及び申請があった14件のうち、健康福祉課の窓口で相談があった件数は6月2件、7月4件、8月5件の計11件です。うち2件は、コロナ禍により仕事の請負件数の減少に伴う収入減を理由とした申請でありましたが、世帯の収入超過のため支給決定には至らず、生活福祉資金の利用を勧められております。その他の申請理由については、入院や体調不良により働けない。母子世帯や高齢者世帯で困窮しているなど以前から相談があったもので、3件の支給が決定しております。

以上、答弁とさせていただきます。

税務課長（泉 知典）

尾崎議員の国民健康保険税、介護保険料の減免と固定資産税、都市計画税の減免と税の徴収猶予についてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、国民健康保険税、介護保険料の減免でございますが、国民健康保険税の減免についての相談や問合せは8月末時点で30件ほどあり、申請件数が19件で17名で、減免額は271万7,400円でございます。介護保険料の減免申請件数は6件、6人で、減免額は33万8,671円でございます。なお、この取扱いにより減免した保険税及び保険料は、全て国の補助金の交付対象となる予定になっております。

次に、固定資産税、都市計画税の減免についてでございますが、この制度は資本金等の額が1億円以下の中小企業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税を2分の1または全額を減免するものでございます。対象となる事業者のうち、令和2年2月から10月までの任意の連続する3か月の事業収入が、前年同期と比べて30%以上50%未満減少している者は2分の1、50%以上減少している者は全額が減免となります。

申請方法につきましては、まず1つ目に、事業者は認定経営革新等支援機構に確認依頼し、その同機関等は、事業者が各種要件を満たしているかを確認し、確認書を発行します。その上で、事業者は令和3年1月中に市町村に申請していただくようになります。なお、この措置による減収額についても、全額国費で補填される予定になっております。

次に、税の徴収猶予でございますが、8月末時点での申請件数は6法人1個人の計7件で、徴収猶予の額は2,298万8,300円で、内訳は、固定資産税が1,917万4,000円、法人住民税が374万6,600円、個人住民税の特別徴収が6万5,700円、軽自動車税が2,000円とな

っております。

以上、答弁とさせていただきます。

高齢者保険課長（多田 羅 勝弘）

尾崎議員の国民年金保険料免除についてのご質問に答弁をさせていただきます。

国民年金保険料を免除または猶予する取扱いについて、令和2年8月末時点で、高齢者保険課の窓口では相談が3件あり、そのうち2件の申請受付を行い、1件は年金に関する別の相談もあったため、年金事務所にご案内いたしました。受付を行った2件の申請のうち、1件が免除該当、1件が却下となっております。また、日本年金機構で受理したコロナに関する免除などの申請件数について問い合わせたところ、日本年金機構では集計をしていないということで、件数などは不明でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

尾崎議員の香川県インフルエンザ、肺炎球菌感染症ワクチン予防接種助成事業実施に対する町の考え方はどうかのご質問に答弁をさせていただきます。

尾崎議員のおっしゃるとおり、県は10月1日より新型コロナウイルス感染症の拡大に備え、インフルエンザ等の流行期における医療提供体制を確保するとともに、重症となる罹患患者を減少させることを目的に、定期及び任意接種のインフルエンザワクチン予防接種並びに任意接種の高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種に係る自己負担額の軽減助成制度を行うことを決定しております。

本町におきましても県の助成事業を活用し、近隣市町の状況やこれまでの予防接種率等を勘案し、町医師会と協議しながら、現行の定期予防接種に加え、任意である高齢者インフルエンザワクチン及び肺炎球菌ワクチン予防接種に対する助成制度の新設や小児インフルエンザ予防接種についても助成制度の見直しについて検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

教育課長（竹田 光芳）

尾崎議員の夏用マスクの支給についてのご質問に答弁させていただきます。

夏用マスクの支給につきましては、子供用マスクの確保は難しいことから現在のところ考えておりませんが、夏季の気温、湿度が高い中で、マスクを着用すると熱中症のリスクが高くなる恐れがあることから、屋外で人と十分な距離を確保出来る場合には、マスクを外すよう指導を行っております。また、小学生など自分でマスクを外して良いかどうか判断が難しい年齢の子供へは、気温、湿度が高い日で、人と十分な距離が確保できる場合は、マスクを外すよう積極的に声を掛けるなど指導を行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、3点目の実施から100年目となる来月10月1日から始まる国勢調査についてで

あります。

5年に1度の日本で最も重要な統計調査、国勢調査がこの10月1日から総務省が実施をいたします。国勢調査は大正9年（1920年）の第1回調査以来、国の最も基本的で重要な統計調査として実施してきており、2020年である今年も令和2年に100年目を迎える記念すべき年であります。そして、日本の国と地域の人口とその構造、世帯の実態を明らかにし、生活環境の改善や防災計画など様々な統計データを社会に提供する基礎となるものであり、私たちの生活に欠かせない色々な施策に役立てる大切な調査であります。そこで、お尋ねをいたします。

1点目には、新型コロナの影響などで市区町村が公募などで選ぶ調査員の人員確保が難航するとの懸念が出ておりますが、我が多度津町ではどうか。

2点目に、今回は調査票の回収期限を、当初予定より一定の余裕の作業に当たれるように、1か月遅い11月20日とするとのことだが、個別訪問を主体とする現状では、コロナ禍の中では回収率が下がる懸念が町ではないのか。

3点目に、未回収率が急上昇している原因として、単身や共働きで不在がちな世帯の増加やプライバシー意識の高まりが原因だと指摘されておりますが、全員から回答を得る全数検査が原則だが、問題はないのか。

4点目に統計調査終了後、どのくらいの経過日数、月数で我が町の最新資料作成が出来るのか。4点についてお伺いをいたします。

政策観光課長（河田 数明）

尾崎議員の国勢調査についてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず1点目の調査員の人員確保についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご質問のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響により、新聞などで調査員の確保が難航してる旨の報道がされておりますが、本町におきましては、公募による方が18名、本町職員及び広域水道企業団職員が86名で、当初の予定どおり104名の調査員を確保出来ております。また、老人ホームなどの施設や寮を持つ企業など5団体に調査員事務の委託を行っております。なお、現在のところ調査員から新型コロナウイルス感染症の影響を直接の理由とした辞退の申出などは出ておりません。

次に、2点目の回収率低下の懸念についてのご質問に答弁をさせていただきます。

調査票の回収期間につきましては、本町では予定どおりの調査員を確保出来ていることから、11月20日まで1か月の延長は行わず、10月20日までとしております。しかしながら、本町において行う調査票の審査期間につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として世帯と調査員が対面しない非接触の調査方法などを導入することから、調査票などの記載内容の正確性や適合性を確保し、より正確な調査結果を得るために審査期間を1か月延長することとしております。

今回の調査では調査票書類の配布の際は、調査員が全ての世帯を訪問しますが、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、原則インターホン越しなどソーシャルディスタ

ンスを確保しながら、調査趣旨の説明や回答のお願いをすることとなっております。
調査票への回答方法につきましては、調査員と世帯との接触を減らすため、原則インターネット、または郵送での回答をお願いすることとしておりますが、世帯の希望に応じて調査員による直接回収も実施することとしております。また、回答期限を過ぎても調査票が未提出となっている世帯には、チラシなどを用いて調査票提出のお願いを行い、調査票の回収率の向上に努めてまいります。

次に、3点目の未回収率の上昇についてのご質問に答弁をさせていただきます。

調査員による回収で不在やプライバシーを理由に回答が得られないなど、調査票を直接回収出来なかった場合には、調査員が近隣の方やマンションの管理人などから氏名、男女の別及び世帯員の数を聞き取って調査を実施する聞き取り調査によるものがございます。本町の場合、聞き取り調査を行うことで全ての世帯の調査票を作成し、世帯数などの把握は出来ておりますが、この聞き取り調査の割合が未回収率であり、近年上昇傾向にあります。平成27年の前回調査での未回収率は、県平均が9.2%であり、本町の未回収率は7.9%と県平均より低い状況であります。特に若年層や単身世帯において未回収率が高くなっているほか、外国人の単身世帯が増加していることも未回収率が上昇してきている要因の一つであると考えております。

このような状況の中、調査員による世帯訪問時には、国勢調査の趣旨、重要性及び個人情報保護について丁寧に説明し、不在がちな世帯や外国人世帯には、パソコンやスマートフォンから24時間いつでも回答ができ、日本語のほか6言語に対応しているオンライン回答を推奨することで、未回収率の低減に努めてまいります。

次に4点目の統計調査終了後、どのくらいの経過期間で本町の最新資料の作成が出来るのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

国勢調査の調査結果につきましては、調査期日の令和2年10月1日から、約8か月後の令和3年6月に男女別人口や世帯数などの集計結果の速報である人口速報集計から順次公表される予定となっております。確報につきましては令和3年11月に人口等基本集計により、人口や世帯の集計結果のほか、住居に関する結果、外国人、高齢者世帯、母子・父子世帯、親子の同居になどに関する集計結果が公表される予定となっております。

その他、就業状況や就業地・通学地による人口構成や移動人口などの集計結果につきましては、令和4年2月から令和4年12月にかけて順次公表される予定となっております。

なお、国勢調査の公表の方法は、集計が完了次第、総務省統計局ホームページで順次公表される予定でございます。また、インターネットによる公表後、報告書などの印刷物も刊行される予定でございます。本町といたしましては、町独自の速報値が集計出来次第、町民の皆様に対して調査へのご協力のお礼とともに、広報及び町ホームページで公表をさせていただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

最後に、4点目の新たな遺言書の保管制度についてであります。

この7月10日より、新しい遺言制度の遺言書保管制度がスタートいたしました。この制度の大きな特徴は、自筆の遺言書を法務局、つまり遺言書保管所で保管出来るようになったことであります。自筆遺言書に関しては、ご自身の死後、相続人などに発見されない恐れや改竄のリスクを心配していた方も多く、公的な遺言書の保管所を定めた新制度は、これらの心配をカバーするものになっております。そこでお尋ねをいたします。

1点目から7点、8点目までありますが、最後の財産の多少や有無に関わらず相続は発生しますが、この制度について町ではどのように周知をするのか、お伺いをいたします。よろしくお願いいたします。

総務課長（神原 宏一）

尾崎議員の新たな遺言書の保管制度についてのご質問に答弁をさせていただきます。議員のご質問にありますように、平成30年7月に交付されました法務局における遺言書の保管等に関する法律に基づき、令和2年7月10日から法務局における自筆証書遺言書保管制度が始まっております。本制度につきましては、本町の所管外の制度でございますので、具体的な答弁については差し控えさせていただきますが、制度の概要や手続、様式、Q&Aなどは、法務省のホームページに詳細に掲載されておりますので、ご確認いただきたいと思います。

なお、最後の質問のところでございますが、現在、法務局などからは本制度に関する通知文書やパンフレットなどは、現在送付されておられませんけれども今後周知などの要請があれば、適宜対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

この遺言書保管制度の意味は高齢化が進んでる中で、ご自身の死後に誰にどのように財産を活用して欲しいかを考えることは、今を浮き彫りにし、どう生きるかを見通すきっかけになります。人の気持ちや環境は日々変わるものであります。肩肘を張らず、大切な物を見直し、今の気持ちを整理するとして遺言を活用し、後の相続争い・・・。

議長（村井 勉）

尾崎議員、時間が来ました。

議員（尾崎 忠義）

有難うございました。失礼します。

議長（村井 勉）

これをもって13番 尾崎 忠義 議員の質問は終わります。

ここで暫時休憩いたします。

11時ちょうどで再開いたします。よろしくお願いいたします。

休憩 午前10時44分

再開 午前11時0分

議長（村井 勉）

休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次に、8番 村井 保夫 君。

議員（村井 保夫）

8番 村井 保夫、質問は移住者についてです。

令和2年6月9日の四国新聞に県内移住者最多1,970人、19年度子育て世代過半数、2019年度に県内へ移住した人は、前年度比273人増の1,970人となり、5年連続で過去最高を更新したことが県のまとめで分かった。過半数は、20から30代の子育て世代が占めたとあり、県地域活力推進課によると都市圏から地方への移住希望者が増える中、東京や大阪で開く移住フェアなどでのPRや子育て支援の充実が奏功したと見られるとあります。

新型コロナウイルス流行に伴う首都圏の感染リスクや仕事のオンライン化の進展などを受け、今後地方への移住の流れはさらに強まる可能性もあり、同課は移住希望者のニーズに応えられるよう各市町と協力して移住を推進したいとして終息後に一層の取組を進める方針だ。移住者数は、県外在住者が各市町の窓口に入居届けを提出した際に実施している任意アンケートなどの結果を集計、進学や転勤による一時的な転入は含まない。まとめによると17市町のうち高松や坂出など4市5町で前年度の移住者数を上回ったとあります。

また、市町別では最多は高松市の534人で、前年度290人からほぼ倍増、同市は2018年に東京渋谷に出来たサポートセンターでの相談会やセミナーが移住に繋がっていると分析している。次いで、坂出市が270人で38人増、小豆島144人、土庄町137人の順でありました。年齢別では20代が633人で最多となり、30代、436人、20代未満が312人だった。移住前の住所地は中国、四国が741人で最も多く、近畿431人、関東401人などと続いた。年齢構成は若者、子育て世代が多い傾向です。また、県や市町に寄せられた移住相談件数は5,717件で1,539人増、その中で多度津町は59件で、移住者数は12人で、9世帯です。17市町の中で16番目であります。17番目はまんのう町で、移住者1人1世帯とありました。

そこで質問に入ります。

14番目は綾川町で移住者数32人、27世帯。15番目は琴平町で移住者数32人、24世帯です。多度津の約3倍の移住者数、世帯数であります。なぜこれほどの差が出ているのか、お答え下さい。

議長（村井 勉）

質問は何ですか。

議員（村井 保夫）

濟いけません。なぜこのようになった、これだけの差が出た結果になったのかお答え下さいと言いましたけど。これが質問であります。おかしい。

政策観光課長（河田 数明）

村井 保夫議員のなぜこのような結果になったのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員のご質問の中にもありますとおり、この記事における移住者数は、それぞれの市町で転入された方を対象に実施しております。任意アンケートの結果を集計し、そこから県内市町からの転入者と進学や転勤による一時的な転入者の数を差し引いた、県外からの転入者数のことを示しております。

本町では、平成26年度より窓口へ転入手続に来られた方々に、転入手続が完了したタイミングで、その他の配布物と一緒にアンケート用紙を配布し、回答を依頼しており、このアンケートの結果、移住者数は12人という結果でございました。町内市町の中で移住者が少なかったというこのたびの集計結果を受け、他の市町でのアンケート実施方法の聞き取りを行いましたところ、それぞれの市町で配布及び回収方法が異なっていたことから、配布及び回収方法に問題があると考え、移住者数が多い市町の方法を参考に住民環境課と協議を行い、6月中旬からアンケートの配布及び回収のタイミングを転入された方々が住民異動届を窓口で記入される時点に変更しております。この変更が数字に直接影響したかどうかは定かではございませんが、8月末時点でアンケート結果を集計していますと、4月以降の県外からの移住者数は39人となっており、昨年度1年間の実績を大きく超えております。このことから、議員ご質問のなぜこのような結果になったかにつきましては、アンケートの回収率が低かったことが一つの要因になっていたのではないかと考えているところでございます。

移住者の数に限らず、移住された方に関する様々なデータは、本町の移住関連施策などの方向性を決める際に、大変重要な意味を持つものでございます。データの動向やその把握方法にも注意を払いながら、他の市町の取組も参考に今後の移住施策を推進してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（村井 保夫）

これは、アンケートの回収率が低かったことが原因とありますが、移住者相談件数、相談件数が少ない中で移住者数が増えている市町はたくさんあります。例えば坂出市ですが、相談件数35件で196人、6世帯、善通寺市、33件で46人、40世帯、東かがわ市、79件の相談件数、移住者数は120、世帯数は86世帯、三木町28相談件数、移住者数は84人、世帯数が65世帯、綾川町、18件数で、移住者数が32人、27世帯とあります。これは、ただアンケートだけではないとは思いますが、いかがでしょうか。その他に原因も

あるのではないのでしょうか。

政策観光課長（河田 数明）

ただいまのご質問に答弁をさせていただきます。

私、先ほどの答弁で言いましたように、アンケートの回収率は一つの要因であると考えておるという思いでございます。村井議員さん、言われましたように、確かに相談数と移住者数は比例するものではないとは存じますが、私の方にも移住者相談等は毎年来ております。そんな中で、何が原因かというところを、私の方も模索いたしました。先ほど言われました、やはり移住者数が多いところでは、アンケート用紙っていうのを100%回収したりっていう方法を取っております。そういうような中で、そういう回答率が多いということで人数も増えておる。ただ、それが要因だけではないとは考えております。色んな施策、やはり移住者に向けての施策など非常に重要なところではございます。後ほどの答弁でもございますが、町といたしましても色んな施策を考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

議員（村井 保夫）

県は主要都市には、香川県への移住者を進めるための相談員である移住コーディネーター、移住コーディネーターとは、県が東京、大阪事務所等に移住等に関する相談を行っていますとあります。もし、そういう中で、魅力ある多度津の説明をもっとしていただくように、コーディネーターへのお願いも必要ではないかと思います。また、10代から30代の働きざかり、また子育て世代の若者の移住を増やすのではないかと思います。いかがでしょうか、お答え下さい。

議長（村井 勉）

再質問ですか。

議員（村井 保夫）

はい、再質問。

政策観光課長（河田 数明）

ただいまのご質問に答弁をさせていただきます。

議員さんおっしゃるように、移住コーディネーター等を通じまして、町の魅力等を発信することは確かに重要でございます。また、色々そういう移住者向け、また若者、子育て世代の方に向けての支援策っていうのは非常に重要だとは感じております。後ほど、また答弁させていただきますけども、そういう方に向けての施策等も色々町も行っております。その中で、やはりそういう施策を広く皆様に知っていただき、なおかつ、これは移住者だけでなく、町内にお住まいの方々、この方々らに十分なサービスをするということで、それが県外におられる方に伝わり、移住を考えていただけることになろうかとは思っております。ですので、こういう施策を十分に県外へ発信していくことが重要だと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（村井 保夫）

今の回答にダブるかも分かりませんが、再質問です。

他市町は、若者、子育て世代の移住者を促進するためにどのような補助、支援を行っているのか、分かる範囲でお答え下さい。

議長（村井 勉）

えっ、それ再質問ちゃう、2点目やろ。

議員（村井 保夫）

ああ、2点目、済んません。

政策観光課長（河田 数明）

村井 保夫 議員の他市町は若者、子育て世代の移住者を促進するために、どのような補助、支援を行っているかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

県内の各市町が、県外からの移住希望者向けに実施している支援につきましては、県が取りまとめている市町別生活関連支援策一覧の中の移住・定住促進策関連の資料によりますと各市町が実施している施策の主なものとしたしましては、空き家の改修補助、家賃補助、移住に要する経費への補助などがあり、補助事業名や対象要件及び補助金額に違いはあるものの、本町とよく似た支援を行っております。また、市町によっては、新築、中古住宅の取得に係る購入費への補助や県外からの移住を希望している若者、子育て世代が、移住を目的に自治体が所有する施設に一定期間宿泊することが出来るお試し移住体験制度を実施している自治体もございます。

なお、議員のご質問の中にありますとおり、東京及び大阪で開催された移住・交流関係フェアにつきましては、県地域活力推進課が事務局を担う香川県移住・定住推進協議会の呼びかけにより、地方市町が参加しており、本町の昨年度における参加状況につきましては、東京で開催された「香川県移住フェア」、大阪で開催された「おいでや田舎暮らしフェア」、「中国四国もう一つのふるさと探しフェア」があり、移住希望者に対して本町の移住支援制度の紹介や相談を行っております。なお、本協議会が実施するその他の事業としまして、移住希望者に幅広く情報発信を行うことを目的とした移住専門誌「田舎暮らしの本」への掲載や移住者の定住促進を図ることを目的とした移住者交流会が開催されており、中讃地区での開催は平成29年度から3年間、本町にある観光施設の見学やワークショップなどを行い、移住者同士での情報交換を行っております。

また、本町独自の取組といたしまして、平成30年度からは多度津町魅力体感ツアーを実施しており、県外の移住希望者に本町に来てもらい、本町の魅力や生活環境などを実際に体感してもらうことで移住促進を図っております。

なお、今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、移住フェアや魅力体感ツアーなどの対面形式でのイベントが中止となっておりますが、本町におきましては、代替策としてオンラインで移住相談を行うことを目的として、民間企業が開催した「みんなの移住フェア2020オンライン」で参加し、移住希望者に対して本町の移住支援制度の紹

介や相談を行っております。また、平成30年度には地域おこし協力隊であった村上隊員が佐柳島で実際に10日間の島暮らしを経験してもらうことにより、移住促進を図ることを目的として開催した「猫島暮らし体験」に県外から参加していた参加者が、本年7月より地域おこし協力隊として活動を開始している坂川桃香隊員であり、少しずつではございますが、取組が実績に繋がってきております。引き続き相談会や交流会などの参加者からの意見を基に、移住者が必要としている支援策を研究してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（村井 保夫）

有難うございました。

これからは新たな補助、支援策をもう少し増やし、若者、子育て世代の移住が盛んになるように、なるように願っております。

そして、次、3番目に入ります。

多度津町人口ビジョンでは1999年、2万4,033人、19年度、2万3,451人で、外国人人口132人から990人、対総人口比0.6から4.2%となっている中で、人口減少を迎えて来ましたが、これからは5,000人を超す移住希望者相談の中で、多度津町への若者、子育て世代を呼び込むための新たな補助、補助金、支援を考えているのか、お答え下さい。

町長（丸尾 幸雄）

村井 保夫 議員の多度津町へ若者、子育て世代を呼び込むための補助、支援についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご質問の中でも触れられておりますとおり、新型コロナウイルス感染症の影響により、都市圏などから地方への移住を希望されている方々が増えていると言われておりますが、移住を希望されている方々が地方に求めている要件は様々でございます。本町におきましては、移住・定住促進施策の補助制度として多度津町移住促進家賃等補助金、多度津町空き家改修支援事業補助金、空き家等を活用した地域創生事業補助金、東京圏U J Iターン移住支援補助金の4事業を実施をしております。

まず、1点目の多度津町移住促進家賃等補助金につきましては、転勤や就学、その他一時的な居住を目的としたものではなく、県外から定住の意思を持って町内の賃貸住宅に移住した世帯の方々を対象に家賃及び住宅に係る初期費用を補助いたしており、昨年度は4世帯の方に補助を行っております。

2点目の多度津町空き家改修支援事業補助金につきましては、町内への移住及び定住を促進するため、空き家バンクに登録された空き家の改修工事等を行った際の経費に対する補助を行っており、昨年度は5件の補助を行っております。

3点目の空き家等を活用した地域創生事業補助金につきましては、町内にある空き家または空き店舗を活用して、移住・定住、または地域内外における交流を促進し、地域の活性化を図る地域創生事業を行う団体に対して補助を行っており、昨年度は3件の補助

を行っております。

4点目の東京圏U J I ターン移住支援補助金につきましては、東京圏から本町へ移住し、中小企業等に就業、または起業した人に、移住に要する費用の補助を行っておりますが、昨年度の実績はございません。

本町では移住施策だけでなく、子育て世代を様々な角度からサポートするための補助、支援などがたくさん実施されているところでございますが、昨年11月に実施いたしました町民アンケートで、多度津町への若い世代の移住者を増やしていくために効果的だと思う施策について尋ねた結果、多度津への移住などに関する情報が一度に手には入る相談サポート窓口の開設が38.1%と最も多かったことから、各課が行っている各種施策の情報を積極的に発信していくことが大切であり、併せて各課の相談窓口の連携についても重要であると考えております。今後も若者、子育て世代の移住希望者や居住者が求めている要件が何なのかをしっかりと見極め、結婚を望む独身男女の出会いの場のきっかけづくりから、子供を望む夫婦への支援や妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行っていくことで、多度津町で子供を産み育てたいという希望をかなえ、是非多度津町に住んでみたいと思えるような町の実現に取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（村井 保夫）

回答を有難うございました。

これからはもう少し実のある風にですか、住宅補助、新築住宅補助とか、浜街道は開通し、そういう若者が新たに家を建てる地域がたくさん出てくると思います。そういう中で、住宅購入補助、その辺に力を入れてもらって、それとまた移住コーディネーターの方に住みやすい町、多度津、または魅力ある町、多度津を宣伝していただき、それとまたこれからはインターネットが主流であります。多度津町ホームページの中で、多度津町のいいところ、住みやすい魅力ある町を宣伝していただき、これからの若い若者、子育て世代の人口増を目指して、それと多度津町の人口2万4,000人維持を願って、私の質問を終わります。有難うございました。

議長（村井 勉）

これをもって8番 村井 保夫議員の質問を終わります。

それでは、これにて一般質問を終了いたします。

本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会いたします。長時間お疲れでございました。

散会 午前11時31分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するため
ここに署名捺印する。

令和 2 年 9 月 11 日
第3回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局 長

書 記